

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

女性と男性がお互いの人権を尊重し、かつ対等に責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざすため、以下の基本理念を設定します。

男女がお互いの人権を尊重し、
固定的な性別役割分担意識にとらわれず、
その個性と能力が十分に発揮できる加東市

2 基本目標

基本理念にそって男女共同参画社会の実現を図るため、3つの基本目標を設定し、取組を推進します。

I 男女共同参画社会実現のための基盤づくり

男女共同参画社会実現のためには、まずお互いの人権が等しく尊重されることが大切です。しかし、依然として社会には、性別、年齢、国籍等、様々なことに関わる偏った考え方や意識が存在しており、固定的な性別役割分担意識も社会制度や慣習の中に残っています。

誰もが性別による差別的な扱いを受けたり、固定的な性別役割分担を強いられたりすることなく、一人ひとりの希望を尊重し、個性と能力を生かしながら活躍できる社会をめざし、学校や家庭、地域、職場等、あらゆる場における、男女共同参画を推進します。また、多様なセクシュアリティや生き方についての理解を深められるよう、学びの機会づくりや啓発に取り組めます。

また、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に関する相談窓口や情報提供の充実を図ります。

II あらゆる分野における男女共同参画

男女雇用機会均等法の施行から30年以上が経過しましたが、雇用形態や賃金において依然として男女差が存在しており、方針決定の場に参加している女性の割合も低くなっています。また、長時間労働は、ワーク・ライフ・バランスの希望の実現や心身の健康を妨げる要因にもなっており、働き方の見直しが社会的な課題となっています。

このような現状を解決するため、国や兵庫県、事業所等の関係機関との連携を図りながら、男女が共に様々な分野に参画しやすい環境整備を推進する必要があります。一人ひとりが理想とするワーク・ライフ・バランスの実現や、ポジティブ・アクション等による意思決定の場への女性の登用の促進、育児や介護と仕事の両立支援、男性の家庭生活への参画の支援によって、様々な場に男女が共に、主体的に参画できる社会の実現をめざします。

Ⅲ お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり

誰もが安心して過ごすためには、安全が守られ、心身ともに健康に暮らせることが重要です。子育て家庭への支援をはじめ、高齢者等の困難な状況に置かれている人が悩みや困りごとを抱えたまま地域から孤立してしまうことがないよう相談体制の充実を図ります。また、ドメスティック・バイオレンスやハラスメント等を含むあらゆる暴力の根絶に取り組み、住民の誰もが暴力の加害者、被害者にならない社会の実現をめざします。

さらに、生涯にわたり健康に過ごすために、一人ひとりが健康意識を高め、主体的に健康づくりに取り組むことが大切です。特に女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があり、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点から健康の維持・増進を図ることができるよう支援します。

3 施策体系

基本理念

男女がお互いの人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず
その個性と能力が十分に発揮できる加東市

基本目標

I 男女共同参画社会実現のための基盤づくり

II あらゆる分野における男女共同参画

III お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり

基本課題

1 男女共同参画推進のための意識啓発

2 家庭や地域、保育・教育の場での教育の充実

3 相談・情報提供の充実

1 政策・方針決定過程への女性の参画

2 男性の家事参画と働き方の見直し

3 雇用分野、農業・自営業、地域社会等の分野における男女共同参画

4 ワーク・ライフ・バランスの推進

1 男女の生涯にわたる健康支援

2 あらゆる暴力の根絶

3 安心して子育てができる環境の整備・充実

4 すべての人が安心して暮らせる環境の整備・充実

施策の基本的な方向

- (1) 男女共同参画社会に向けた広報・意識啓発
- (2) 男女共同参画に関する法制度の周知
- (3) 男女共同参画に関する学習機会の提供と支援
- (4) 幼少期からの男女共同参画に関する理解促進
- (5) 市職員等及び事業所に対する研修の充実

- (1) 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進
- (2) 教育・福祉・医療関係者等の研修の充実
- (3) 男女共同参画の視点に立った子育ての推進
- (4) 固定的な性別役割分担意識にとらわれないキャリア教育の推進
- (5) 家庭生活における男女共同参画の推進
- (6) 地域社会における男女共同参画の推進

- (1) 各種相談窓口の周知
- (2) 男女共同参画に関する情報提供の充実

- (1) 審議会等の委員への女性登用の促進
- (2) 女性リーダーの育成とネットワークづくり

- (1) 事業所に対する働き方の見直しの啓発
- (2) 育児や介護を担う男性への理解促進
- (3) 男性の育児・介護休業の取得促進
- (4) 男性向けの家事講座の開催

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- (2) 就労・起業の希望がある女性に対する支援の充実
- (3) 農業・商工業など、自営業における男女共同参画の推進
- (4) ダイバーシティの推進
- (5) 事業主行動計画の策定の推進
- (6) 防災における女性の参画促進
- (7) 防犯における女性の参画促進
- (8) ボランティア活動や地域活動への参加促進

- (1) ワーク・ライフ・バランスの啓発
- (2) 多様な働き方を可能にする環境整備

- (1) 生涯を通じた心身の健康づくりの推進
- (2) 思春期における保健衛生の推進
- (3) 生涯を通じた女性の健康支援

- (1) 暴力の防止と根絶に向けた意識啓発の推進
- (2) DV・デートDVの防止対策の推進
- (3) あらゆるハラスメント防止対策の推進
- (4) 虐待防止対策の推進
- (5) リベンジポルノ・ストーカー行為等、多様化する暴力の防止についての啓発

- (1) 男女が共に子育てに参画できる環境の整備・充実
- (2) 多様なニーズに対応した子育て支援の充実

- (1) 高齢者・障害者等の保健福祉の充実
- (2) 介護支援策の充実
- (3) 性的マイノリティに対する理解の促進
- (4) 外国人への支援の充実
- (5) 複合的に困難な状況に置かれている女性への支援

